

発行者情報

【表紙】	
【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2026年3月27日
【発行者の名称】	株式会社光響 (Kokyo, Inc.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役CEO 住村 和彦
【本店の所在の場所】	京都府京都市伏見区竹田西段川原町131番
【電話番号】	OFFICE (070)6505-5557 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 松永 啓吾
【担当J-Adviserの名称】	フィリップ証券株式会社
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役社長 永堀 真
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋兜町4番2号
【担当J-Adviserの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.phillip.co.jp/
【電話番号】	(03)3666-2101
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社光響 https://www.symphotony.com/ 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3章 第4節【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次		第18期
決算年月		2025年12月
売上高	(千円)	2,232,617
経常利益	(千円)	78,115
親会社株主に帰属する当期純利益	(千円)	42,188
包括利益	(千円)	42,463
純資産額	(千円)	460,653
総資産額	(千円)	1,528,062
1株当たり純資産額	(円)	1,535.51
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	(円)	— (—)
1株当たり当期純利益	(円)	140.63
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	(円)	—
自己資本比率	(%)	30.15
自己資本利益率	(%)	9.16
株価収益率	(倍)	12.1
配当性向	(%)	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	50,535
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△277,710
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	572,400
現金及び現金同等物の期末残高	(千円)	490,807
従業員数 (ほか、平均臨時雇用者数)	(人)	34 (26)

- (注) 1. 第18期より連結財務諸表を作成しているため、それ以前については記載しておりません。また、第18期の自己資本利益率は連結初年度ため、期末自己資本に基づいて算定しております。
2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
3. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。
4. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマー・アルバイトを含み、派遣社員は除いております)は、期中の平均人員を()外数で記載しております。

2【沿革】

当社は、2009年4月に大阪府茨木市においてレーザー関連製商品の販売事業を目的とする会社として設立いたしました。当社の設立以後に係る経緯は以下のとおりであります。

年月	概要
2009年4月	大阪府茨木市に光・レーザー業界のプラットフォームとなることを目的として合同会社光響を設立
2009年7月	国内メーカーからレーザー関連商品を仕入れて顧客に販売する商社事業を開始
2010年11月	自社メディアとなる Optipedia を公開
2011年3月	メーカー事業にて、レーザーモジュール製品（実験キット）の販売を開始
2011年7月	株式会社に改組し、株式会社光響を設立
2012年9月	光・レーザーに特化した有料職業紹介事業を開始
2012年10月	本社を京都市下京区に移転
2013年8月	本社を京都市下京区内にて移転
2014年7月	商社事業にて、レーザー関連商品の輸入販売を開始
2014年8月	メーカー事業にて、自社開発ソフトとなるビームプロファイラのソフトウェアの販売を開始
2015年1月	メーカー事業にて、ビームプロファイラのハードウェアの販売を開始
2017年7月	レーザー光学商品販売サイト Optishop のサービスを開始
2017年8月	自社メディアとなる Optinews を公開
2018年3月	メーカー事業にて、レーザークリーナーの販売を開始
2018年5月	メーカー事業にて、レーザーマーカースの販売を開始
2019年8月	各種レーザー製品のサブスクリプションサービスを開始
2020年5月	京都市西京区に京大桂 VP ラボを開設
2020年12月	メーカー事業にて、レーザー溶接機のサブスクリプションサービスを開始
2021年2月	メーカー事業にて、レーザー切断機の販売を開始
2022年12月	自社メディア OptiVideo のサービスを開始
2023年7月	東京証券取引所 TOKYO PRO Market に上場
2024年3月	本社及び京大桂 VP ラボを京都市伏見区に移転統合
2025年1月	日本マイクロ光器株式会社の株式を100%取得（連結子会社）
2025年9月	京都市伏見区に第2ラボを開設

3【事業の内容】

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社及び連結子会社1社により構成されており、光・レーザーに関わる企業、技術者・研究者が当社グループを通じて繋がるプラットフォームを提供するためレーザー業界に特化して事業を行っております。当社グループが取扱うレーザー関連製商品は、大学・国立研究開発法人及び企業向けに販売されており、光・レーザー関連技術の各分野における基礎研究、開発研究、応用研究分野の他、産業分野の生産・検査・計測工程等で利用されております。なお、当社グループは「レーザー関連製商品の販売及びその関連事業」の単一セグメントであり、「光・レーザー技術で社会を豊かに」という経営理念を実現させるため、光・レーザーに特化した情報提供等の周辺事業についても展開しております。

(1) 商社事業

レーザー関連商品を海外及び国内のメーカーから仕入れ、主たる責任を持って企業及び大学・研究機関向けに販売をしております。当社グループは、国内外の幅広いメーカーとの取引ネットワークを構築しており、10万点を超えるレーザー関連商品の取扱いを通じて、お客様の多様なニーズに応じた最適な商品を提供できる体制を整えております。主要な取扱商品は、センシング・計測機器（ライダー等）、光学素子（ミラー、レンズ、フィルター等）、レーザー光源（ファイバーレーザー発振器等）であります。

(2) メーカー事業

当社グループオリジナルのレーザー関連製品を自社開発し、顧客に販売するメーカー事業を行っております。主要な製品は、レーザーマーカ（レーザー印字機）、レーザークリーナー（レーザーサビ取り機）、フェムト秒レーザー加工機、ビームプロファイラ（レーザーのビーム径・強度等を測定する機器）、デジタルマイクロスコープ、周波数安定化ヘリウムネオンレーザー（精密測定装置に搭載されるレーザー光源）であります。

(3) その他レーザー関連事業

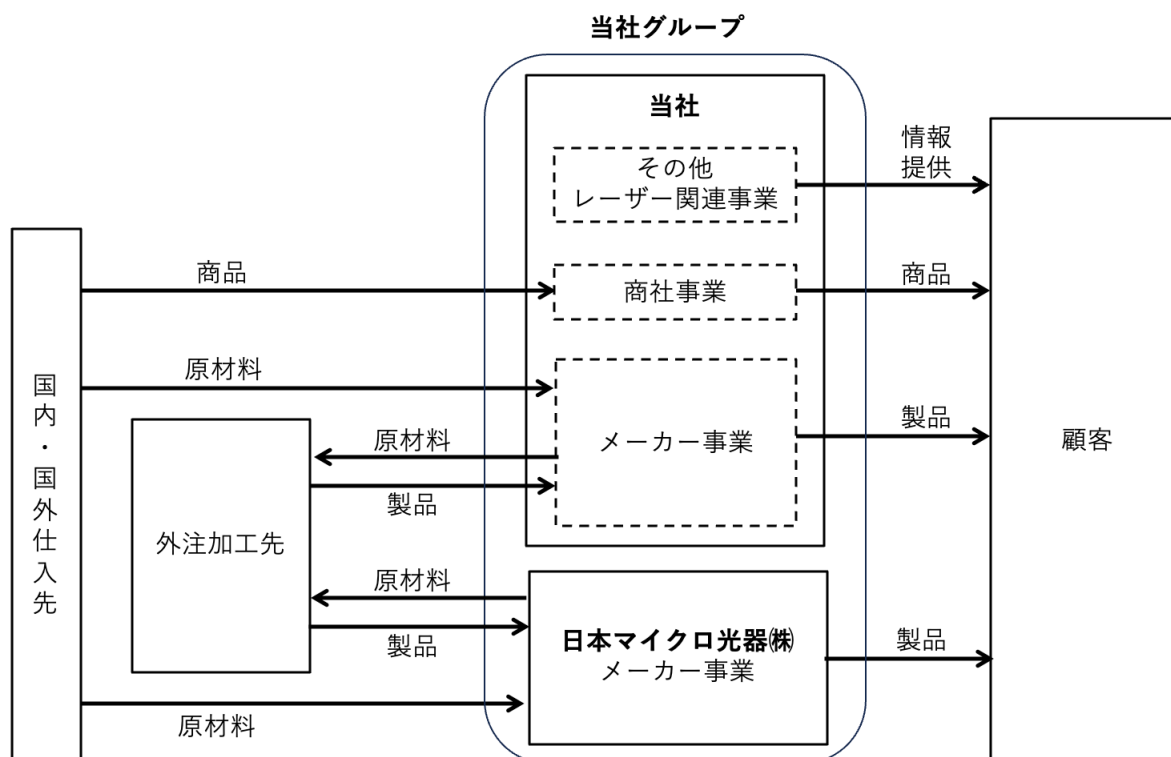
当社グループは、当社ウェブサイト等を通じた製品・サービスの紹介に加え、レーザーに関する情報サイト「Optipedia」および「Optinews」による情報発信、ならびにレーザー・光学分野の動画学習サービス「OptiVideo」の運営を行っております。これらを通じて、幅広い層の方々がレーザーに関する知識を習得できるよう支援しております。

また、レーザーに関する専門知識を有する求職者と、当該人材を必要とする企業とのマッチングを目的として、レーザー分野に特化した有料職業紹介事業を展開しております。

当社グループは、上記を含む各事業を通じて、光・レーザー分野に関する「モノ・情報・人」をつなぐプラットフォームを提供しております。具体的には、モノについては「Optishop」およびウェブサイト等を通じて国内外の商品提供者と購買者を、情報については「Optinews」および「Optipedia」を通じて情報提供者と読者を、人については有料職業紹介事業を通じて求職者と求人企業をつなぐ役割を担っております。



事業系統図によって示すと次のようになります。



4 【関係会社の状況】

当連結会計年度において、以下の会社が新たに発行者の関係会社となりました。

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合 (又は被所有割合)	関係内容
(連結子会社) 日本マイクロ光器(株) (注)	京都市 西京区	20,200	光学、分光機器 の研究、製造なら びに販売	100.0%	当社への業務 委託 役員の兼任

(注) 日本マイクロ光器(株)は特定子会社であります。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

当社グループは、レーザー関連製商品の販売及びその関連事業の単一セグメントであるため、事業部門の従業員数を示すと次のとおりであります。

2025年12月31日現在

事業部門の名称	従業員数 (人)
商社事業	6 (8)
メーカー事業	16 (9)
その他	12 (9)
合計	34 (26)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー・アルバイトを含み、派遣社員は除いております）は、最近1年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. その他にはマーケティング部と管理部が含まれております。

(2) 発行者の状況

2025年12月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
34 (22)	38.30	2.6	6,469

当社は、レーザー関連製商品の販売及びその関連事業の単一セグメントであるため、事業部門の従業員数を示すと次のとおりであります。

事業部門の名称	従業員数(人)
商社事業	6 (8)
メーカー事業	16 (5)
その他	12 (9)
合計	34 (22)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー・アルバイトを含み、派遣社員は除いております）は、最近1年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 従業員数が前事業年度末に比べて11人増加した理由は、主として持続的成長のための販売活動強化を行うため、人材採用を行なったものであります。
3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
4. 平均年間給与には、臨時従業員の給与は含まれておりません。
5. その他にはマーケティング部と管理部が含まれております。

(3) 労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

当連結会計年度は連結財務諸表の作成初年度であるため、前連結会計年度との比較は記載しておりません。

(1) 業績

当連結会計年度における我が国経済は、先端半導体、量子コンピューター、核融合、宇宙関連など、光技術・レーザー技術の活用が見込まれる分野の研究開発活動が活発化し、これに伴い一部では設備投資も底堅く推移いたしました。一方で、原材料費に加え、エネルギー価格や物流費、人件費の上昇など、各種コスト増加の影響が継続しており、企業収益への下押し圧力が懸念されるなど、事業環境の先行きは不透明な状況が続いております。また、世界経済につきましても、地政学的リスクの長期化や、主要国・地域における需要動向の変調等を背景に、海外景気の下振れリスクが残存しており、景気回復の持続性については引き続き注視が必要な状況にあります。

このような状況下、当社グループは、中長期的な成長に向けた基盤強化を目的として、人材の採用・育成を通じた体制整備を推進するとともに、Web マーケティング及び展示会への出展を通じて、販売活動の強化に取り組みました。

以上のような背景のもと、当連結会計年度における売上高は2,232,617千円、営業利益は80,021千円、経常利益は78,115千円、親会社株主に帰属する当期純利益は42,188千円となりました。

なお、当社グループはレーザー関連製商品の販売及びその関連事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、490,807千円となりました。当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果、獲得した資金は50,535千円となりました。これは主として、税金等調整前当期純利益77,445千円、減価償却費40,313千円、売上債権の減少額61,534千円、未収入金の減少額48,312千円、棚卸資産の増加額162,363千円、契約負債の増加額31,648千円、法人税等の支払額42,705千円等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果、使用した資金は277,710千円となりました。これは主として、連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出239,563千円、定期預金の預入れによる支出30,000千円、定期預金の払戻しによる収入36,062千円、有形固定資産の取得による支出26,395千円等によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果、獲得した資金は572,400千円となりました。これは、短期借入金の純増加額220,000千円、長期借入れによる収入400,000千円、長期借入金の返済による支出47,600千円があったことによるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

当社グループはレーザー関連製商品の販売及びその関連事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載に代えて事業部門別に記載しております。

(1) 生産実績

当連結会計年度における生産実績を示すと、次のとおりであります。

事業部門の名称	金額（千円）	前年同期比（％）
メーカー事業	350,051	—
合計	350,051	—

(注) 1. 金額は、製造原価によっております。

2. 当社グループは、当連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、前年同期比については記載しておりません。

(2) 受注実績

当連結会計年度における受注実績を示すと、次のとおりであります。

事業部門の名称	受注高		受注残高	
	金額（千円）	前年同期比（％）	金額（千円）	前年同期比（％）
商社事業	1,437,527	—	76,627	—
メーカー事業	874,913	—	268,882	—
その他（注）1.	10,685	—	—	—
合計	2,323,126	—	345,510	—

(注) 1. レーザーに関するセミナーの受注を計上しております。

2. 当社グループは、当連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、前年同期比については記載しておりません。

(3) 販売実績

当連結会計年度における販売実績を示すと、次のとおりであります。

事業部門の名称	金額（千円）	前年同期比（％）
商社事業	1,501,271	—
メーカー事業	720,660	—
その他（注）1.	10,685	—
合計	2,232,617	—

(注) 1. レーザーに関するセミナーの売上を計上しております。

2. 当社グループは、当連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、前年同期比については記載しておりません。

3. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合については、総販売実績に対する割合が100分の10未満のため記載を省略しております。

3 【対処すべき課題】

当社グループは、経営理念である「光・レーザー技術で社会を豊かに」の実現に向け、以下の課題に対する諸施策を講じることで、事業の強化を図ってまいります。

(1) マーケティングと営業組織の強化

新商品情報の発信・顧客利便性を追求したウェブサイトの構築を引き続き推進し、顧客接点の拡大を図ります。また、直販営業部隊の増強と育成を強化することで、売上の拡大と収益力の向上を図ってまいります。

(2) 製品開発力強化

技術開発部門の組織体制を整備し、市場・業界・顧客分析を製品開発に活かすことで、開発力の向上を図ります。また、顧客ニーズに即した製品提供を目指し、競争力の強化につなげてまいります。

(3) 適切なコーポレート・ガバナンス体制の強化

業務プロセスの改善、内部管理体制の強化を継続的に推進し、健全で透明性の高い経営を行うことで、株主やお客様など当社グループを取り巻く全てのステークホルダーの利益を守るよう努めてまいります。

4 【事業等のリスク】

以下において、当社グループの事業展開その他に関してリスク要因と考えられる主な事項を記載しております。

当社グループは、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の適切な対応に努める方針ですが、当社に関する投資判断は、以下の事項及び本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

また、文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社が判断したものであります。

(1) 市場環境に関するリスク

レーザー関連市場は、既存技術の代替や新分野への活用等にて今後の成長、拡大が大きく見込める市場であります。今後の更なる技術革新、最先端技術の変化により、レーザーに代わる廉価かつ大量生産可能な代替品が市場投入された場合、レーザー関連市場が縮小する可能性があり、その場合には当社グループの財政状態及び経営成績に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 景気動向に関するリスク

レーザー関連市場は、レーザー加工機、ライダー、通信分野を中心に成長傾向は継続するものと見込んでおりますが、国内外の経済情勢や景気動向、それに伴う設備投資意欲の減退等の理由により、市場の成長が鈍化する可能性があり、その場合には当社グループの財政状態及び経営成績に重要な影響を与える可能性があります。

(3) 業績の季節変動に関するリスク

大学向けの販売は、大学の予算執行時期となる10月から3月に需要が拡大するため、当社グループの売上高も当該期間において増加する傾向にあります。このタイミングで大学向けの需要が縮小した場合には当社グループの財政状態及び経営成績に重要な影響を与える可能性があります。

(4) 為替相場の変動に関するリスク

当社グループは、国内だけでなく、中国、欧州、北米等の海外メーカーからも仕入を行っております。当該取引通貨は、主にドル、ユーロ建ての取引を行っており、為替相場の変動については、月初又は必要に応じて月中においても社内レートの見直しを行う事でリスクヘッジを行っておりますが、今後、想定外の相場変動が発生した場合、当社グループの財政状態及び経営成績に重要な影響を与える可能性があります。

(5) 価格競争に関するリスク

市場の成熟化等により、国内外の競合他社との間において価格競争が激化する可能性があります。今後、従来製品のコモディティー化の進行や競合他社による低価格戦略等によって急激な価格下落が起こった場合は、当社グループの財政状態及び経営成績に重要な影響を与える可能性があります。

(6) 製造委託先の経営悪化、品質事故等に関するリスク

当社グループでは、製造委託会社の特性等を考慮し、各社への製造委託品目を決定しております。各社に対しては、当社グループにて品質検査、経営状態の確認等を実施しております。仮に委託先の経営悪化、品

質事故等が発生した場合、新たな生産体制が再構築されるまでの期間、当社グループの財政状態及び経営成績に重要な影響を与える可能性があります。

(7) 部品・部材等の調達及び価格変動に関するリスク

当社グループは、生産活動や研究開発活動に必要な部品・部材を外部の取引先から調達しております。これらの調達先からの供給の不安定化や、価格の高騰、供給部材の品質劣化等が発生した場合、製品の品質や納期を守る事ができなくなる可能性があります、当社グループの財政状態及び経営成績に重要な影響を与える可能性があります。

(8) 地政学リスク

当社グループは、国内だけでなく海外（中国・米国及び欧州各国等）の様々なメーカーから仕入を行っておりますが、米中貿易摩擦、ロシアによるウクライナ侵攻等の地政学リスクによるサプライチェーンの寸断や遅延が生じた場合、当社グループの財政状態及び経営成績に重要な影響を与える可能性があります。

また、各国における政治・経済社会情勢に起因して生じる予期せぬ事態により、社会的混乱が生じた場合は、当社グループの財政状態及び経営成績に重要な影響を与える可能性があります。

(9) 製商品の品質に関するリスク

当社グループは、製商品の信頼性や安全性を確保できるよう過去から蓄積する品質トラブルデータ等を活用し、品質管理体制の強化に常に取り組んでおります。しかしながら、商社事業においては商品調達先、メーカー事業においては原材料調達先及び外注先の製造プロセスにおける不備等により、製商品の欠陥が発生した場合には、その欠陥内容によっては多額のコスト発生や信用の失墜を招き、当社グループの財政状態及び経営成績に重要な影響を与える可能性があります。

(10) 訴訟に関するリスク

当社グループは、本発行者情報公表日現在において、訴訟を提起されている事実はありません。しかしながら、販売した製品の不具合等、予期せぬトラブルが発生した場合、それに起因した損害賠償の請求や訴訟を提起される可能性があります。その場合、損害賠償の金額、訴訟内容及び結果によっては、当社グループの財政状態及び経営成績に重要な影響を与える可能性があります。

(11) 知的財産権に関するリスク

当社グループは、事業及びサービス等に関する独自のビジネスモデルやデータ等の知的財産を保護するため商標権を保有しております。第三者が当社の知的財産権を使用することを効果的に防止できなかった場合、当該第三者が提供する類似サービスが市場に出回ることにより当社の事業に支障をきたす可能性があります。

また、当社グループによる第三者の知的財産権侵害の可能性については、予期せず当社グループの製品が第三者の知的財産権を侵害しているとされる場合があり、その結果、当該製品が販売できなくなる可能性や損害賠償請求等により、当社グループの財政状態及び経営成績に重要な影響を与える可能性があります。

(12) 情報セキュリティに関するリスク

当社グループは、顧客と秘密保持契約を締結した上で事業活動における重要情報や技術情報を保有しており、当該情報の盗難・紛失などを通じた情報漏洩を防ぐため情報セキュリティ規定を定め、セキュリティ対策を実施しています。しかしながら、想定していない理由により、これらの情報の漏洩が発生した場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に重要な影響を与える可能性があります。

(13) 情報システムに関するリスク

会計、販売管理等コンピュータによる業務処理を実施しており、地震・火災等の災害によるハードウェアやネットワークの損傷、外部からのコンピュータウイルス攻撃におけるシステムトラブルやデータ破壊、情報の盗難、漏洩等が発生した場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に重要な影響を与える可能性があります。

(14) 代表者への依存リスク

当社の代表取締役である住村和彦は、経営方針や経営戦略の決定をはじめ、当社グループの主要技術であるレーザー技術に精通しており、事業活動全般において重要な役割を果たしております。当社グループはノウハウの共有、人材の獲得及び育成等により組織体制の強化を図り、同様に過度に依存しない経営体制の構築に努めておりますが、予測を超えた事態が生じた場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に重要な影響を与える可能性があります。

(15) 小規模組織特有のリスクについて

当社グループは、本発行者情報公表日現在、役員5名（社外監査役1名を含む）、従業員34名、パートタイマー・アルバイト29人で構成されており、現在の内部管理体制はこの規模に応じたものとなっています。今後の事業の拡大にあわせて、人員の増強と内部管理体制の一層の充実を図っていく方針であります。これらの施策が適時適切に進行しなかった場合には、当社グループの業務に支障が生じ、業績及び今後の事業展開に重要な影響を与える可能性があります。

(16) 人材の確保及び会社の期待値との乖離に関するリスク

現在、日本経済全体として労働人口の減少等による人手不足や人件費の高騰が大きな問題となっております。当社グループでは、適切な人材採用を進めてきましたが、今後において、人材の供給が当社グループの要望にかなわずスキルの不一致、賃金の不一致等で安定的に適正な人件費で人材確保ができなくなった場合、当社グループの業務効率や事業拡大に支障をきたす可能性があります。また、当社グループが期待する人材に育たない、期待値を満たさない場合、事業拡大に支障をきたす可能性があります。

(17) 自然災害等によるリスク

当社グループは地震等の災害について事業継続計画に準拠して、非常事態に対応する体制を構築しておりますが、地震等の自然災害が発生した場合、その規模及び地域によって当社グループの財政状態及び経営成績に重要な影響を与える可能性があります。

(18) M&Aに関するリスク

当社グループは、事業領域の拡大や成長の加速を目的としたM&Aを事業戦略の選択肢のひとつとして考えております。また、M&Aの実施にあたり、対象企業の財務内容や契約関係等について公認会計士及び弁護士等の外部専門家の助言を含めたデューデリジェンスを実施すること等により、各種リスクの低減に努めることを前提としております。しかしながら、M&Aによる事業展開においては、予期しない事業リスク等の発生により業績が悪化し、のれんの減損損失や株式の評価損等が発生し、当社グループの財政状態及び経営成績に重要な影響を与える可能性があります。

(19) J-Adviser との契約について

当社は、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketに上場しております。当社では、フィリップ証券株式会社を担当J-Adviserに指定することについての取締役会決議に基づき、2021年12月27日にフィリップ証券株式会社との間で、担当J-Adviser契約（以下「当該契約」といいます）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Marketにおける当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり当該契約を解除し、かつ、他の担当J-Adviserを確保できない場合、当社株式はTOKYO PRO Marketから上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下の通りです。

なお、本発行者情報の開示日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser契約解除に関する条項>

当社（以下「甲」という）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券(株)（以下「乙」という）はJ-Adviser契約（以下「本契約」という）を即日無催告解除することができる。

①債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という）において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限り）には、2年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して2年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む）を

公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の a 及び、b に定める書類に基づき行う。

a 次の(a)又は(b)の場合の区分に従い、当該(a)又は(b)に規定する書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

②銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合

③破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取扱う。

a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することを取締役会の決議を行った場合

甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）

c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る）

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次のaないしcの全てに該当するものをいう。

a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。

(a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

(b) 甲が前号cに規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。

(a) 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。

(b) 前aの(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取扱う。

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前(休業日を除外する)の日。
 - (a) TOKYO PRO Marketの上場株券等
 - (b) 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社(当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る)が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等
- b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会(普通出資者総会を含む)の決議についての書面による報告を受けた日(当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議(委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む)についての書面による報告を受けた日)。
- c 甲が、前 a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合(③ b の規定の適用を受ける場合を除く)は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。

⑥不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為(i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 非上場会社を子会社化する株式交付、iii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iv 非上場会社からの事業の譲受け、v 会社分割による他の者への事業の承継、vi 他の者への事業の譲渡、vii 非上場会社との業務上の提携、viii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ix その他非上場会社の吸収合併又はこれら i から viii までと同等の効果をもたらすと認められる行為)を行った場合で、甲が実質的な存続会社でないとき乙が認めた場合。

⑦支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合(当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合)において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されているとき乙が認めるとき。

⑧有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないとき乙が判断した場合。

⑨虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

- a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。
- b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって監査意見については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨(天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く)が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。

⑩法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。

⑪株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を(株)東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。

⑫株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

⑮株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っていると乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれの大きいとき乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとき乙が認めた場合。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策(以下「ライツプラン」という)のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入(実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く)

- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入。
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行なっている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取扱う）。
- d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
- e 上場株券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう）の発行に係る決議又は決定。
- f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑰株式売渡請求による取得

特別支配株主が甲の当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑱株式併合

甲が特定の者以外の株主の所有するすべての株式を1株に満たない端数となる割合で株式併合を行う場合。

⑲反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketに対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑳その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙若しくは㈱東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

<J-Adviser契約解除に係る事前催告に関する事項>

1. いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1ヶ月とする）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
2. 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
3. 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を㈱東京証券取引所に通知しなければならない。

5【経営上の重要な契約等】

(1) 資本業務提携、並びにその他の関係会社の異動

当社は、2025年1月27日開催の取締役会において、日本マイクロ光器株式会社の買収に関する契約締結を決議し、2025年1月30日に株式を取得しております。詳細は、第6【経理の状況】1【連結財務諸表等】(1)連結財務諸表【注記事項】の（企業結合等関係）に記載のとおりであります。

当該株式取得及び付随する諸経費の調達を目的として下記のとおり金融機関から長期借入を行なっております。

借入の概要

(1) 借入先	京都中央信用金庫
(2) 借入金額	金 400,000,000 円
(3) 借入金利	基準金利＋スプレッド

(4) 借入実行日	2025年1月30日
(5) 借入期間	7年
(6) 担保の有無	無担保・無保証

6 【研究開発活動】

当社グループは、お客様に価値を提供できるレーザー加工機の開発、差別化に必要な技術の開発に取り組んでおります。こうした活動を通して、当連結会計年度の研究開発費は443千円となりました。なお、当社グループはレーザー関連製商品の販売及びその関連事業の単一セグメントであるためセグメント別の記載は省略しております。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 財政状態の分析

(流動資産)

当連結会計年度末における流動資産の残高は1,225,586千円となりました。主な内訳は、現金及び預金520,807千円、売掛金268,550千円、商品及び製品125,411千円、前渡金101,629千円、原材料及び貯蔵品77,963千円であります。

(固定資産)

当連結会計年度末における固定資産の残高は302,476千円となりました。主な内訳は、機械及び装置74,831千円、のれん63,823千円、建物及び構築物44,498千円、土地36,900千円、工具、器具及び備品22,114千円、差入保証金15,980千円であります。

(流動負債)

当連結会計年度末における流動負債の残高は754,868千円となりました。主な内訳は、短期借入金400,000千円、買掛金158,161千円、1年内返済予定の長期借入金57,120千円、契約負債54,962千円、未払金46,510千円、賞与引当金16,455千円であります。

(固定負債)

当連結会計年度末における固定負債の残高は312,541千円となりました。主な内訳は、長期借入金295,280千円であります。

(純資産)

当連結会計年度末における純資産の残高は、親会社株主に帰属する当期純利益42,188千円の計上等により460,653千円となりました。

(2) 経営成績の分析

「1【業績等の概要】 (1) 業績」に記載のとおりであります。

(3) キャッシュ・フローの状況の分析

「1【業績等の概要】 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

(4) 経営者の問題意識と今後の方針について

「3【対処すべき課題】」に記載しております。

第4【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資総額は44,815千円であり、その主なものは、第2ラボ内装工事、レンタル・サブスク・デモ用途のレーザー機器資産であります。なお、重要な設備の除却又は売却はありません。また、当社グループはレーザー関連製商品の販売及びその関連事業の単一セグメントであるためセグメント別の記載を省略しております。

2【主要な設備の状況】

(1) 発行者

2025年12月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (人)
		建物及び 構築物	機械 及び装置	工具、器具 及び備品	合計	
本社及びラボ (京都市伏見区)	レーザー加工機 事務所設備	38,916	74,831	21,869	135,617	34 (22)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマー・アルバイトを含み、派遣社員は除いております)は、期中の平均人員を()外数で記載しております。
2. 当社は、レーザー関連製商品の販売及びその関連事業の単一セグメントであるため、セグメント名の記載を省略しております。
3. 上記の他、他の者から賃借している設備の内容は、下記のとおりであります。

2025年12月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	年間賃借料 (千円)
本社及び第1ラボ (京都市伏見区)	事務所(賃借)	23,800
第2ラボ (京都市伏見区)	事務所(賃借)	16,584

(2) 国内子会社

2025年12月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (人)
			建物及び 構築物	工具、器具 及び備品	土地 (面積㎡)	合計	
日本マイクロ 光器(株)	本社 (京都市西京区)	事務所設備	5,581	245	36,900 (210.78)	42,726	— (4)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマー・アルバイトを含み、派遣社員は除いております)は、期中の平均人員を()外数で記載しております。
2. 当社グループは、レーザー関連製商品の販売及びその関連事業の単一セグメントであるため、セグメント名の記載を省略しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定年月	
		総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了
当社 本社 (京都市伏見区)	レーザー加工機	40,000	—	自己資金	2026. 5	2026. 5

- (注) 1. 完成後の増加能力については算定が困難なため記載しておりません。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

- (2) 重要な設備の除却等
該当事項はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	連結会計年度末現在発行数(株) (2025年12月31日)	公表日現在発行数(株) (2026年3月27日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,200,000	900,000	300,000	300,000	東京証券取引所(TOKYO PRO Market)	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	1,200,000	900,000	300,000	300,000	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2023年3月23日 (注)	299,700	300,000	—	15,000	—	—

(注) 株式分割(1:1,000)によるものであります。

(6)【所有者別状況】

2025年12月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	1	—	—	2	3	—
所有株式数(単元)	—	—	—	1	—	—	2,999	3,000	—
所有株式数の割合(%)	—	—	—	0.03	—	—	99.97	100.00	—

(注) 1. 当社代表取締役住村和彦の資産管理会社である株式会社リビレの所有株式数は、住村和彦の実質所有として個人その他に含めて記載しております。

(7) 【大株主の状況】

2025年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社リビレ	京都市左京区一乗寺中ノ田町77番地	210,000	70.00
住村 真梨	京都市左京区	59,900	19.97
住村 和彦	京都市左京区	30,000	10.00
有限会社ティ・エス・ディ	大阪府茨木市新堂1丁目8番6号	100	0.03
計	—	300,000	100.00

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 300,000	3,000	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	300,000	—	—
総株主の議決権	—	3,000	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題の一つとして認識しておりますが、当面は経営基盤の強化及び積極的な事業展開のために内部留保の充実を図り、財務体質の強化と事業拡大のための投資に充当していくことが株主の皆様に対する最大の利益還元につながると考えており、配当は実施しておりません。

当事業年度におきましても、当社は成長過程にあり、財務体質の強化と事業拡大のための投資等を当面の優先事項ととらえ、配当を実施しておりませんが、今後は株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題の一つと位置付け、業績の推移、財務状況及び投資資金の必要性等を考慮し、内部留保とのバランスを図りながら配当の実施を検討してまいります。

また、当社は会社法第454条第5項の規定に基づき、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。なお、配当を実施する場合の回数については、年1回の期末配当を基本方針としております。

4 【株価の推移】

(1) 【最近3年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第16期	第17期	第18期
決算年月	2023年12月	2024年12月	2025年12月
最高 (円)	1,700	—	—
最低 (円)	1,700	—	—

(注) 1. 最高・最低株価は東京証券取引所 TOKYO PRO Marketにおけるものであります。

2. 当社株式は、2023年7月14日に東京証券取引所 TOKYO PRO Marketに上場しております。

3. 第17期及び第18期については売買実績がありません。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2025年7月	2025年8月	2025年9月	2025年10月	2025年11月	2025年12月
最高 (円)	—	—	—	—	—	—
最低 (円)	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 最高・最低株価は東京証券取引所 TOKYO PRO Marketにおけるものであります。

2. 2025年7月から2025年12月については売買実績がありません。

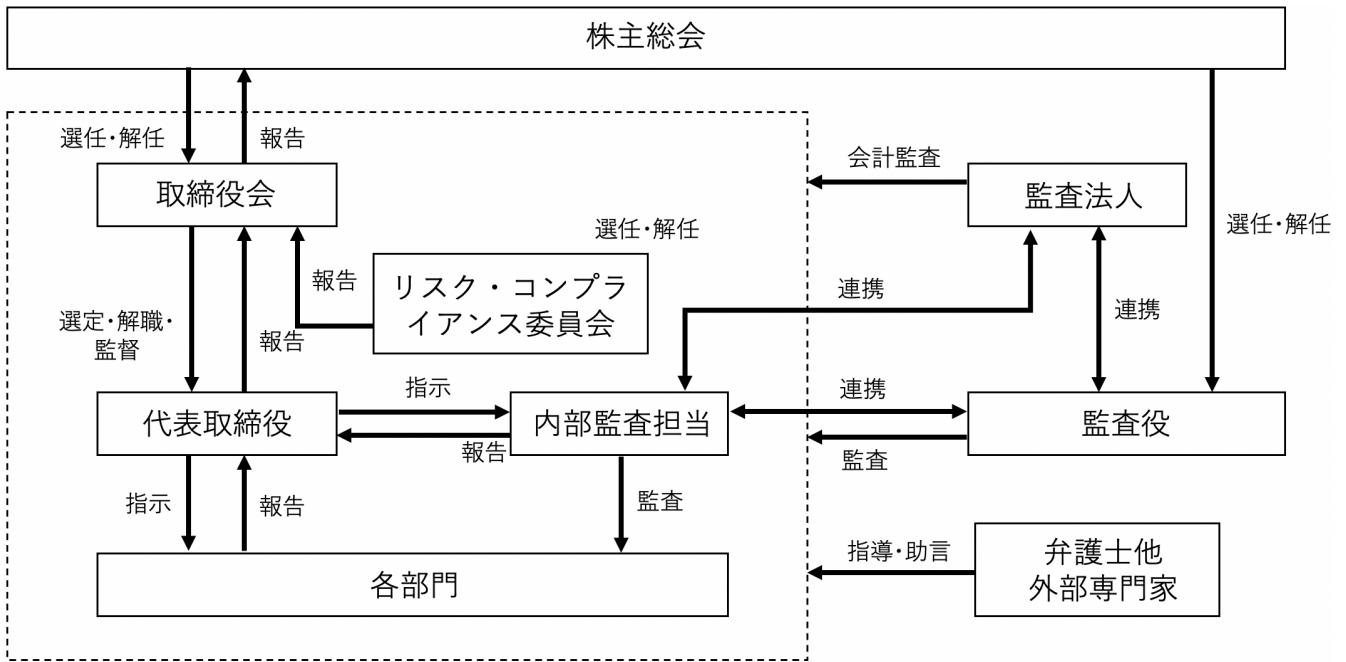
5【役員状況】

男性5名 女性1名 (役員のうち女性の比率1%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	報酬	所有株式数(株)
代表取締役	CEO	住村 和彦	1979年5月1日生	2009年4月 2011年7月	合同会社光響設立 代表社員 株式会社光響に組織変更 代表取締役(現任)	(注)1	(注)3	240,000 (注)4
取締役	CFO	松永 啓吾	1982年9月6日生	2007年4月 2021年4月 2025年1月	株式会社三井住友銀行 入行 当社入社 取締役(現任) 日本マイクロ光器株式会 社 代表取締役(現任)	(注)1	(注)3	—
取締役	COO	吉川 達彦	1962年11月29日生	1986年4月 2023年9月	株式会社キーエンス入社 当社入社 取締役(現任)	(注)1	(注)3	—
取締役	CTO	長谷部洋泰	1966年2月15日生	1989年4月 2024年7月 2025年3月 2025年9月	株式会社キーエンス入社 スペクトロニクス株式会 社入社 当社入社 当社取締役(現任)	(注)1	(注)3	—
監査役 (注)5	—	小谷 晋一	1977年3月31日生	2006年12月 2021年7月 2021年10月 2021年12月 2022年3月 2022年6月 2023年7月 2025年8月 2025年9月	有限責任あずさ監査法人 入所 プロソフィー株式会社 (旧 プロソフィー合同 会社) 代表取締役(現 任) 会計事務所プロソフィー アカウンティング 開業 代表(現任) 株式会社 RUTILEA 取締 役(現任) iHeart Japan 株式会 社 監査役(現任) 当社監査役(現任) 日本公認会計士協会京滋 会 幹事(現任) 株式会社京都創薬研究所 監査役(現任) HOBE ENERGY株式会 社 監査役(現任) 大阪公立大学大学院 非常勤講師(現任)	(注)2	(注)3	—
計								240,000

- (注) 1. 取締役の任期は、2025年12月期に係る定時株主総会終結の時から2026年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
2. 監査役の任期は、2022年12月期に係る定時株主総会終結の時から2026年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
3. 2025年12月期における役員報酬の総額は、60,097千円であります。
4. 代表取締役の住村和彦の所有株式数は、同氏の資産管理会社である株式会社リビレの所有株式数も合算して記載しております。
5. 監査役 小谷晋一は、社外監査役であります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】
 (1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】



① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、株主の皆様とお客様をはじめとするステークホルダーから信頼される企業であり続けるとともに持続的な企業価値の向上を目指しております。そのため経営環境の変化に的確に対処し、迅速な意思決定を行うための組織体制の整備や経営の執行及び監督機能の充実を図り、適切な情報の開示と説明責任の遂行に努めることにより、経営の公正性・透明性を確保し、コーポレート・ガバナンスの充実に努めてまいります。

② 会社の機関の内容

イ. 取締役会

当社の取締役会は、4名の取締役で構成されております。取締役会は、法令、定款及び株主総会決議に基づき、決裁権限規程、取締役会規程その他の当社諸規程等の会社運営の基礎となる諸基準を整備し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を確保しております。なお、定例取締役会が毎月1回、その他必要に応じて臨時取締役会が開催され、経営に関する重要事項を決定しております。取締役は、会社の業務執行状況を取締役に報告するものとしており、これをもとに、取締役会は取締役の職務執行を監督しております。

ロ. 監査役

当社は監査役制度を採用しており、1名で構成されております。監査役は、監査役規程に基づき、取締役の業務執行状況を適正に監査しております。また、監査役は取締役会に出席し、取締役の職務の執行状況を監視するとともに、適宜必要な意見を述べております。

ハ. 会計監査

当社は、ひかり監査法人と監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき監査を受けております。なお、2025年12月期において監査を執行した公認会計士は岩永憲秀氏、三王知行氏の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以上であります。また、当該監査業務にかかる補助者は公認会計士4名その他1名であります。

なお、当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

ニ. リスク・コンプライアンス委員会

リスク・コンプライアンス委員会は、「リスク・コンプライアンス規程」に基づき構成しており、代表取締役が委員長を務め、監査役及び内部監査担当者の委員が出席のもと、四半期に1回開催しております。基本方針、計画及び体制の策定、関係規則、マニュアル等の策定等について協議し、コンプライアンス体制の充実にむけた意見の交換を行っております。

③ 内部統制システムの整備の状況

当社は、職務権限規程の遵守により、業務を合理的に分担することで、特定の組織並びに特定の担当者に業務や権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切に働くよう努めております。

④ 内部監査及び監査役の状況

当社の内部監査は、管理部を主管部署として、担当者3名が代表取締役直轄の内部監査担当を兼務しております。次に管理部の監査は、他部署が実施しており、相互に牽制する体制をとっております。各部の監査結果並びに改善点については、内部監査担当者より、代表取締役に対し報告書並びに改善要望書を提出する体制をとっております。

また、監査役は、内部監査担当者より監査実施状況について随時報告を受けるとともに、代表取締役及び監査法人と定期的に意見交換を行い、取締役会出席以外の場においても課題・改善事項について情報共有し、監査役監査の実効性を高めることとしております。

⑤ リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制は、リスク管理の主管部署として管理部が情報の一元化を行っております。また、当社は企業経営及び日常の業務に関して、必要に応じて弁護士等の複数の専門家から経営判断上の参考とするためのアドバイスを受ける体制をとっております。取締役会の配下に、代表取締役を委員長とし、管理部を事務局とするリスク・コンプライアンス委員会を設置しております。取締役、監査役が委員会の委員として構成され、管理体制の構築及び維持を図るとともに、リスク管理のための会社の個別課題について報告、協議、決定しております。

⑥ 社外取締役及び社外監査役の状況

現状、社外取締役の選任はしておりませんが、経営機能の牽制強化と意思決定プロセスの透明性を担保するため適任者が見つかれば、選任する予定であります。社外監査役が1名選任されており、外部からの客観的及び中立的な立場から経営を監視する体制を構築しております。社外監査役と当社の間には人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係を有しておらず、一般株主との利益相反の恐れはありません。

なお、当社は、社外取締役又は社外監査役の独立性に関する基準又は方針について特段の定めはありませんが、選任に際しては、客観的、中立の経営監視機能が十分に発揮されるよう、取引関係等を考慮した上で、選任を行っております。

⑦ 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	左記のうち、非 金銭報酬等	
取締役	56,917	56,917	—	—	5
社外役員	3,180	3,180	—	—	1

⑧ 取締役及び監査役の定数

当社の取締役は5名以内、監査役は3名以内とする旨を定款で定めております。

⑨ 取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

⑩ 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。

⑪ 自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

⑫ 中間配当に関する事項

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、会社法第454条第5項の定めに基づき、取締役会の決議により中間配当をすることができる旨を定款で定めております。

⑬ 取締役及び監査役の責任免除

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できる環境を整備するため、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠った取締役（取締役であったものを含む。）及び監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除できる旨を定款で定めております。

⑭ 監査役との責任限定契約

当社と監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、監査役は法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査法人に対する報酬の内容】

区分	最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
発行者	12,000	—
連結子会社	—	—
計	12,000	—

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の事業規模等を勘案して監査報酬額を決定しております。

第6【経理の状況】

1 連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。
- (3) 当連結会計年度(2025年1月1日から2025年12月31日)は、連結財務諸表の作成初年度であるため、比較情報を記載しておりません。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当連結会計年度(2025年1月1日から2025年12月31日まで)の連結財務諸表について、ひかり監査法人により監査を受けております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

当連結会計年度
(2025年12月31日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	520,807
売掛金	268,550
電子記録債権	14,330
商品及び製品	125,411
仕掛品	91,011
原材料及び貯蔵品	77,963
前渡金	101,629
その他	25,881
流動資産合計	1,225,586
固定資産	
有形固定資産	
建物及び構築物（純額）	44,498
機械及び装置（純額）	74,831
工具、器具及び備品（純額）	22,114
土地	36,900
建設仮勘定	3,205
有形固定資産合計	※1 181,549
無形固定資産	
のれん	63,823
その他	13,967
無形固定資産合計	77,791
投資その他の資産	
繰延税金資産	16,166
その他	27,077
貸倒引当金	△108
投資その他の資産合計	43,135
固定資産合計	302,476
資産合計	1,528,062

(単位：千円)

当連結会計年度
(2025年12月31日)

負債の部	
流動負債	
買掛金	158,161
短期借入金	※2 400,000
未払法人税等	10,650
契約負債	54,962
賞与引当金	16,455
その他	114,638
流動負債合計	754,868
固定負債	
長期借入金	295,280
資産除去債務	12,770
その他	4,490
固定負債合計	312,541
負債合計	1,067,409
純資産の部	
株主資本	
資本金	15,000
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	444,993
利益剰余金合計	444,993
株主資本合計	459,993
その他の包括利益累計額	
その他有価証券評価差額金	660
その他の包括利益累計額合計	660
純資産合計	460,653
負債純資産合計	1,528,062

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】
【連結損益計算書】

(単位：千円)

	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)	
売上高	※1	2,232,617
売上原価	※2	1,548,154
売上総利益		684,463
販売費及び一般管理費	※3, ※4	604,441
営業利益		80,021
営業外収益		
受取利息		645
受取配当金		41
為替差益		1,201
その他		1,533
営業外収益合計		3,422
営業外費用		
支払利息		5,196
その他		132
営業外費用合計		5,328
経常利益		78,115
特別損失		
固定資産除却損	※5	670
特別損失合計		670
税金等調整前当期純利益		77,445
法人税、住民税及び事業税		34,203
法人税等調整額		1,053
法人税等合計		35,257
当期純利益		42,188
親会社株主に帰属する当期純利益		42,188

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
当期純利益	42,188
その他の包括利益	
その他有価証券評価差額金	274
その他の包括利益合計	※ 274
包括利益	42,463
(内訳)	
親会社株主に係る包括利益	42,463

③ 【連結株主資本等変動計算書】

当連結会計年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本				その他の包括利益 累計額		純資産 合計
	資本金	利益剰余金		株主資本 合計	その他有 価証券評 価差額金	その他の 包括利益 累計額 合計	
		その他利 益剰余金	利益剰余 金合計				
当期首残高	15,000	402,805	402,805	417,805	385	385	418,190
当期変動額							
親会社株主に帰属 する当期純利益		42,188	42,188	42,188			42,188
株主資本以外の項 目の当期変動額 (純額)					274	274	274
当期変動額合計	—	42,188	42,188	42,188	274	274	42,463
当期末残高	15,000	444,993	444,993	459,993	660	660	460,653

④ 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)	
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益		77,445
減価償却費		40,313
のれん償却費		14,327
長期前払費用償却費		1,211
賞与引当金の増減額 (△は減少)		△8,144
貸倒引当金の増減額 (△は減少)		108
受取利息及び受取配当金		△687
補助金収入		△554
為替差損益 (△は益)		△298
支払利息		5,196
固定資産除却損		670
売上債権の増減額 (△は増加)		61,534
棚卸資産の増減額 (△は増加)		△162,363
前渡金の増減額 (△は増加)		△15,574
未収入金の増減額 (△は増加)		48,312
仕入債務の増減額 (△は減少)		16,658
未払金の増減額 (△は減少)		16,071
未払又は未収消費税等の増減額 (△は減少)		△15,642
契約負債の増減額 (△は減少)		31,648
その他		△12,098
小計		98,135
利息及び配当金の受取額		590
利息の支払額		△5,485
法人税等の支払額		△42,705
営業活動によるキャッシュ・フロー		50,535
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入れによる支出		△30,000
定期預金の払戻しによる収入		36,062
有形固定資産の取得による支出		△26,395
無形固定資産の取得による支出		△7,034
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の 取得による支出	※2	△239,563
長期前払費用取得による支出		△4,200
保証金の差入による支出		△6,580
投資活動によるキャッシュ・フロー		△277,710
財務活動によるキャッシュ・フロー		

短期借入金の純増減額（△は減少）	220,000
長期借入れによる収入	400,000
長期借入金の返済による支出	△47,600
財務活動によるキャッシュ・フロー	572,400
現金及び現金同等物に係る換算差額	298
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	345,524
現金及び現金同等物の期首残高	145,283
現金及び現金同等物の期末残高	※ 1 490,807

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 1社

連結子会社の名称

日本マイクロ光器株式会社

当連結会計年度において、日本マイクロ光器株式会社の全株式を取得し子会社化したため、連結の範囲に含めております。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

ロ. 棚卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）

商品及び製品 総平均法

仕掛品 総平均法

原材料及び貯蔵品 総平均法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却方法

イ. 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物及び構築物は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 10年～22年

機械装置及び運搬具 5年～10年

工具、器具及び備品 4年～15年

ロ. 無形固定資産

ソフトウェア 定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

（自社利用分）5年（社内における利用可能期間）

(3) 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

(4) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社グループは、レーザー関連の製品及び商品の販売及び保守サービスの提供を主として収益を得ております。

当該販売については、顧客に引き渡された時点又は検収時点で収益を認識しております。

ただし、当該国内の販売のうち、出荷時から支配移転時までの間が通常の期間である取引については、出荷時点で収益を認識しております。

また、保守サービス等の役務提供について、役務提供完了時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却期間については、5年間の定額法により償却を行っております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

(のれんの評価)

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	当連結会計年度 (2025年12月31日)
のれん	63,823

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、のれんを含む日本マイクロ光器株式会社の資産グループに減損の兆候がある場合、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローを見積もり、その帳簿価額が割引前キャッシュ・フローの総額を超過する場合には減損を認識し、回収可能価額までの減額を行います。

なお、回収可能価額とは正味売却価額と使用価値のうちいずれか高いほうの金額を指します。正味売却価額については時価から処分費用見込額を控除した額を、使用価値については資産又は資産グループの継続的使用と使用後の処分により生ずると見込まれる将来キャッシュ・フローの現在価値を、それぞれ算定します。

のれんを含む日本マイクロ光器株式会社の資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローは、経営者により承認された将来の事業計画を基に算定しています。将来の事業計画は主要製品の販売数量、売上高成長率等を加味したものとなっております。

当該見積りは将来の予測不能な経営環境の変化等により影響を受け、翌連結会計年度以降の連結財務諸表に影響を与える可能性があります。

(繰延税金資産の回収可能性)

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	当連結会計年度 (2025年12月31日)
繰延税金資産	16,166

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の計上にあたっては、将来減算一時差異の解消により、将来の税金負担額を軽減する効果を有すると認められる範囲で繰延税金資産を認識しており、その回収可能性については、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第26号）で示されている会社分類、将来加算一時差異の解消スケジュール、収益力に基づく将来課税所得及びタックス・プランニング等に基づいて判断しております。

将来の収益力に基づく課税所得の見積りは、将来の事業計画を基礎としており、その主要な要素である売上高や利益の予測は、今後の市場動向や事業戦略等の影響を受け、また、不確実性を伴うことから、繰延税金資産の回収可能性の判断に重要な影響を及ぼします。

実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合には、回収可能であると判断される繰延税金資産及び負債の金額が変動し、翌連結会計年度の連結財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。

(会計方針の変更)

当社は棚卸資産のうち、製品、商品、仕掛品及び原材料に係る評価方法は、従来、個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しておりましたが、当連結会計年度より、月次総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）に変更しております。

この評価方法の変更は、仕入価格のボラティリティの高まりを契機に、調達価格の変動状況を踏まえ、より適正な期間損益計算を行うことを目的として実施したものであります。

なお、過去の事業年度について、変更後の評価方法による計算を行うことが実務上不可能であり、遡及適用した場合の累積的影響額を算定することができないため、前事業年度末の帳簿価額を当連結会計年度の期首残高とみなして計算を行っております。

また、この会計方針の変更による連結財務諸表への影響額は、軽微であります。

(未適用の会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日）
 - ・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日）
- ほか、関連する企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針の改正

(1) 概要

国際的な会計基準と同様に、借手のすべてのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるものです。企業会計基準委員会のリースに関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、国際財務報告基準（IFRS）第16号「リース」等と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、原資産に対する使用権が借手に移転するととらえることにより、借手において使用権資産とリース負債を計上する使用権モデルが採用されました。ただし、IFRS第16号の定めを全て取り入れるのではなく、主要な定めの内容のみ取り入れることにより簡素で利便性が高くなり、また、国際的な比較可能性を大きく損なわない範囲で代替的な取扱いを定めることとされております。

(2) 適用予定日

2028年12月期の期首より適用予定です。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であり
ます。

(連結貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	当連結会計年度 (2025年12月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	186,154千円

※2 当座貸越契約

当社は、資本効率の向上を図りつつ、必要な時に運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行と当座
貸越契約を締結しております。当連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとお
りであります。

	当連結会計年度 (2025年12月31日)
当座貸越極度額の総額	600,000千円
借入実行残高	400,000
差引額	200,000

(連結損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。
顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項（収益認識関係）1.顧客との契約から生
じる収益を分解した情報」に記載しております。

※2 期末棚卸高は収益性の低下に伴う簿価切下げ後の金額であり、次の棚卸資産評価損が売上原価に含まれてお
ります。

	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
	10,509千円

※3 販売費に属する費用のおおよその割合は当連結会計年度51.4%、一般管理費に属する費用のおおよその割合
は当連結会計年度48.6%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
役員報酬	60,097千円
給料及び手当	190,966
外注費	7,475
減価償却費	7,888
賞与引当金繰入額	33,120

※4 一般管理費に含まれる研究開発費の総額

当連結会計年度
 (自 2025年1月1日
 至 2025年12月31日)

443千円

※5 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

当連結会計年度
 (自 2025年1月1日
 至 2025年12月31日)

機械及び装置	162千円
工具、器具及び備品	507

(連結包括利益計算書関係)

※ その他の包括利益に係る組替調整額並びに法人税等及び税効果額

当連結会計年度
 (自 2025年1月1日
 至 2025年12月31日)

その他有価証券評価差額金	
当期発生額	1,021千円
組替調整額	—
法人税等及び税効果調整前合計	1,021
法人税等及び税効果額	360
その他有価証券評価差額金	660
その他の包括利益合計	274

(連結株主資本等変動計算書関係)

当連結会計年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
普通株式	300,000	—	—	300,000

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
現金及び預金勘定	520,807千円
預入期間が3か月を超える定期預金	△30,000
現金及び現金同等物	490,807

※2. 当連結会計年度に株式の取得により新たな連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳
株式の取得により新たに日本マイクロ光器株式会社を連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の
内訳並びに株式の取得価額と取得のための支出(純額)との関係は、次のとおりであります。

流動資産	270,437千円
固定資産	45,070
のれん	78,150
流動負債	△13,420
固定負債	△2,238
同社株式の取得価額	378,000
同社の現金及び現金同等物	△138,437
差引:同社取得のための支出	239,563

3. 重要な非資金取引の内容

重要な資産除去債務の計上額は、「注記事項(資産除去債務関係)」をご参照ください。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については預金等、安全性の高い金融資産で運用しております。資金調達については、資金計画に照らして必要な資金を主に金融機関からの借入により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である電子記録債権及び売掛金は顧客との信用取引によって発生したものであり、決済期日までの期間は顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金等は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。運転資金は短期借入金、設備投資に必要な資金調達は長期借入金で行っております。償還日は決算日後、最長で7年後であります。短期借入金及び長期借入金は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、販売管理規程又は与信管理規程等に従い、営業債権について、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、取引先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図るなど、信用リスクを管理しております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

外貨建取引については、定期的に為替相場を把握し、為替変動リスクを管理しております。投資有価証券については、定期的に株価や発行体（取引先企業）の財務状況等の確認を行い、四半期毎に株価の把握を行っております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

買掛金及び未払金については月次単位での支払予定を把握するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

当連結会計年度（2025年12月31日）

	連結貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
投資有価証券	3,121	3,121	—
資産計	3,121	3,121	—
長期借入金（1年内返済予定の長期借入金 を含む）	352,400	352,400	—
負債計	352,400	352,400	—

※ 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金が短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。また、「電子記録債権」「売掛金」「買掛金」「短期借入金」「未払法人税等」は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから記載を省略しています。

(注1) 金銭債権の決算日後の償還予定額
当連結会計年度 (2025年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	520,807	—	—	—
売掛金	268,550	—	—	—
電子記録債権	14,330	—	—	—
合計	803,689	—	—	—

(注2) 短期借入金、長期借入金の決算日後の返済予定額
当連結会計年度 (2025年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	400,000	—	—	—	—	—
長期借入金	57,120	57,120	57,120	57,120	57,120	66,800
合計	457,120	57,120	57,120	57,120	57,120	66,800

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品
当連結会計年度 (2025年12月31日)

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	3,121	—	—	3,121
資産計	3,121	—	—	3,121

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
当連結会計年度(2025年12月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金(1年内返済予定 の長期借入金を含む)	—	352,400	—	352,400
負債計	—	352,400	—	352,400

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金

元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。また、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映することから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため当該帳簿価額によっております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

当連結会計年度 (2025年12月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1)株式	2,249	912	1,337
	(2)債券	—	—	—
	(3)その他	—	—	—
	小計	2,249	912	1,337
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1)株式	871	1,188	△316
	(2)債券	—	—	—
	(3)その他	—	—	—
	小計	871	1,188	△316
合計		3,121	2,100	1,021

2. 売却したその他有価証券

当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳

	当連結会計年度 (2025年12月31日)
繰延税金資産	
賞与引当金	5,677千円
未払事業税	1,015
棚卸資産	7,153
フリーレント家賃	1,287
一括償却資産	909
繰越税額控除	41,755
未払費用	909
その他	431
繰延税金資産小計	59,139
評価性引当額	△41,755
繰延税金資産合計	17,384
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△ 360
時価評価による評価差額	△2,112
繰延税金負債合計	△2,473
繰延税金資産純額	14,911

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった項目別の内訳

	当連結会計年度 (2025年12月31日)
法定実効税率	34.5%
(調整)	
住民税均等割	0.5
税額控除	△6.2
連結子会社株式取得関連費用	11.9
のれんの償却	6.4
中小企業適用税率差異	△1.2
その他	△0.3
税効果会計適用後の法人税等の負担率	45.5

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。これに伴い、2027年1月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を34.5%から35.35%に変更し計算しております。なお、この税率変更による影響は軽微であります。

(企業結合等関係)

取得による企業結合

1. 企業結合の概要

- (1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称：日本マイクロ光器株式会社

事業の内容：光学、分光機器の研究、製造ならびに販売

- (2) 企業結合を行なった主な理由

高精度な計測用光源として最適な超高安定・高出力周波数安定化ヘリウムネオンレーザーを開発し、製造・販売しており、当社の連結子会社とすることで両社の企業発展に資する。

- (3) 企業結合日

2025年1月30日

- (4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

- (5) 結合後企業の名称

名称に変更はありません。

- (6) 取得した議決権比率

100%

- (7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を100%取得したことによるものです。

2. 連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間

2025年2月1日から2025年12月31日まで

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価 現金 378,000千円

取得原価 378,000千円

4. 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用等 26,773千円

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれんの金額

78,150千円

(2) 発生原因

取得原価が取得した資産及び引き受けた負債に配分された純額を上回ったため、その超過額をのれんとして計上しております。

(3) 償却方法及び償却期間

償却方法 均等償却

償却期間 5年間

6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産 270,437千円

固定資産 38,583千円

資産合計 309,020千円

流動負債 13,420千円

固定負債 一千円

負債合計 13,420千円

7. 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

当連結会計年度における概算額の算定が困難であるため記載しておりません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

本社施設用及びピラボ用建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から22年と見積り、割引率は1.625%~2.981%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
期首残高	9,753千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	2,829
時の経過による調整額	187
資産除去債務の履行による減少額	—
その他増減額 (△は減少)	—
期末残高	12,770

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

(単位：千円)

	商社事業	メーカー事業	その他	合計
顧客との契約から生じる収益	1,501,271	720,660	10,685	2,232,617
外部顧客への売上高	1,501,271	720,660	10,685	2,232,617

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「注記事項（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）4. 会計方針に関する事項（5）重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	324,019
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	282,881
契約負債（期首残高）	23,313
契約負債（期末残高）	54,962

契約負債は、主に、引渡時に収益を認識する顧客との販売契約について、支払条件に基づき顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約負債は収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、23,313千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引を認識していないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループはレーザー関連製商品の販売及びその関連事業の単一セグメントであり重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

【関連情報】

当連結会計年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当社グループはレーザー関連製商品の販売及びその関連事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
1株当たり純資産額	1,535.51円
1株当たり当期純利益	140.63円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。
2. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	42,188
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	42,188
普通株式の期中平均株式数(株)	300,000

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	180,000	400,000	1.190	—
1年以内に返済予定の長期借入金	—	57,120	0.845	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く）	—	295,280	0.845	2027年～2032年
合計	180,000	752,400	1.028	—

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く）の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	57,120	57,120	57,120	57,120
合計	57,120	57,120	57,120	57,120

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

【その他】

該当事項はありません。

第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第8【発行者の株式事務の概要】

事業年度	1月1日から12月31日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3カ月以内
基準日	12月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	6月30日 12月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え	
取扱場所	—
株主名簿管理人	—
取次所	—
名義書換手数料	—
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り (注)	
取扱場所	大阪市中央区北浜四丁目5番33号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	—
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する。 公告掲載URL https://www.symphotony.com/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使できない旨、定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2026年3月27日

株式会社光響
取締役会 御中

ひかり監査法人

京都事務所

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 岩永 憲秀

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 三王 知行

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社光響の2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社光響及び連結子会社の2025年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、発行者情報に含まれる情報のうち、連結財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（発行者情報提出会社）が別途保管しております。